

## てとてと指定短期入所事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社てとてとが設置するてとてと短期入所事業所（以下「事業所」という。）において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法第123号。以下「法」という。）に基づく指定短期入所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者の身体及びその他の状況並びにその置かれている環境に応じて、必要な介護及び保護を適切に行うものとする。
- 2 事業の実施に当っては、利用者の必要なときに必要な事業の提供ができるよう努めるものとする。
  - 3 事業の実施に当っては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
  - 4 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 てとてと短期入所事業所
- (2) 所在地 兵庫県伊丹市鴻池4丁目10番1号

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）  
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名（常勤・兼務）  
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (3) 生活支援員 6名（非常勤・兼務）  
生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。
- (4) その他の従業者 3名（非常勤・兼務）  
その他の従業者は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

### (入所の定員)

第5条 事業所の入所定員は空きベッドの利用とする。

(主たる対象者)

第6条 事業所において、事業を提供する主たる対象者は、身体障害者とする。

(事業の内容)

第7条 事業所が提供する短期入所の内容は次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 身体等の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理
- (7) その他日常生活上の世話

(利用者から受領する費用の額)

第8条 事業所は事業を提供した場合は利用者負担額については、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の1割の額で、障害福祉サービス受給者証に定める利用者負担上限額の範囲内の額とする。

(利用者に求めることのできる金銭の支払いの範囲及びその額)

第9条 事業所は事業において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受ける。

- (1) 食事 朝食 300 円、昼食 400 円、夕食 600 円とする。ただし、伊丹市が定める利用者の所得区分により食材料費のみとする場合は、朝食 200 円、昼食 300 円、夕食 500 円とする。
- (2) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められるもの

2 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用については文書で説明を行い、利用者の同意(記名捺印)を受けるものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。)を超えるときは、指定障害者支援施設は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計額を伊丹市に報告するとともに、利用者へ通知するものとする。

(入所の利用に当たっての留意事項)

第11条 入所の利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、事業の提供を行なっているときに、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

第14条 事業所は、短期入所の提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(虐待防止のための措置)

第15条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

(苦情解決)

第16条 事業所は、その提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(会計の区分)

第17条 事業所は、実施する短期入所の会計とその他の事業の会計を区別するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年4回

2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

5 事業所は、利用者に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社てとてとと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 25 年 6 月 13 日から施行する。